京都市
CITY OF KYOTO

京（みやこ）・くらしの安心安全情報　第１４９号

京都市消費生活総合センター

～ 目 次 ～

・知っておきたい「食品表示」（１～３面）
・【イベントのご案内】京・安心安全スマホ講座（４面）

知っておきたい

食品表示

「食品表示」は、食品を購入するときに、その内容を知るための大切な情報源です。
今回は、加工食品の原料原産地表示制度などをご紹介します。
必要な情報を正しく読み取って、くらしに役立てましょう！



京都市エシカル消費推進
マスコットキャラクター
「えしかるん」

こんなことが食品表示から分かります。

重量割合が最も高い（以下、「最も重い」とします。）原材料には、原産地が表示されています。（２ページへ）

製品に使用された原材料が、重量割合が高い順に表示されています。

“／”や改行等ではっきり区別をして、「原材料名」欄にまとめて表示されていることもあります。

グラムやミリリットル、個数などの単位を明記して表示されています。

開封していない状態で、表示されている保存方法に従って保存したときの期限が表示されています。

表示に責任を持つ者の氏名又は法人名とその住所が表示されています。

名 称	豆 菓 子
原 材 料 名	落花生（国産）、米粉、でん粉、植物油、しょうゆ（大豆・小麦を含む）、食塩、砂糖、香辛料
添 加 物	調味料（アミノ酸等）、着色料（カラメル、カロチノイド）
内 容 量	100ｇ
賞 味 期 限	20XX.12.20
保 存 方 法	直射日光を避け、常温で保存してください。
製 造 者	○○○食品株式会社 東京都千代田区×××－△△△

食品表示は、容器包装の見やすい場所に原則８ポイント以上の文字で表示することになっています。

原料原産地名の表示

国内で製造された加工食品には、原料原産地名が表示されています。

〇産地が表示されるもの （加工食品の中で最も重い原材料）

※ 外食、容器包装に入れずに販売する場合、作ったその場で販売する場合及び輸入品は、対象外です。

〇表示方法

「国別重量順表示」、「又は表示」など

例１　国別重量順の表示

○ 最も重い原材料が**生鮮食品**であるもの　→　**産地**を表示

名　称	ウインナーソーセージ
原 材 料 名	豚肉（アメリカ産、国産）、豚脂肪、・・・

最も重い原材料が生鮮食品の場合は、その産地が表示されています。
２か国以上の産地の原材料を使用している場合は、使用割合が高い順に国名が表示されています。



クーリング・オフマン

例２　国別重量順の表示

○　最も重い原材料が**加工食品**であるもの　→　**製造地**を表示

名　称	チョコレートケーキ
原 材 料 名	チョコレート（ベルギー製造）、小麦粉、・・・

最も重い原材料が加工食品の場合は、原則としてその製造地が「〇〇製造」と表示されています。
ただし、最も重い原材料（加工食品）に使われた最も重い生鮮食品の産地が分かっている場合には、「〇〇製造」の代わりに、その生鮮食品の産地が表示されることもあります。

⇒　*（ベルギー製造）の意味*

…チョコレートがベルギーで作られたことを意味します。

ベルギー産のカカオ豆を使用しているという意味ではありません。



例３　国別重量順表示が難しい場合

「又は表示」

名　称	ウインナーソーセージ
原 材 料 名	豚肉（アメリカ産又は国産）、豚脂肪、・・・

※ 豚肉の産地は、〇〇年の使用実績順

（アメリカ産又は国産）の記載から、次の点を読み取れます。
- 「アメリカ産」と「国産」以外の国の原材料は使用されていない。
- 〇〇年の使用実績では、「アメリカ産」の方が「国産」よりも多く使用されている。



原産国名の表示



輸入された加工食品には、原産国名が表示されています。

原産国名は、そのまま販売可能な形態で輸入される商品のほか、国内で小袋に包装し直して販売される商品等にも表示されています。

名　称	ウインナーソーセージ
原 材 料 名	豚肉、豚脂肪、・・・　／調味料（アミノ酸等）、・・・
内 容 量	150ｇ
賞 味 期 限	20XX.11.20
保 存 方 法	10℃以下で保存してください。
原 産 国 名	ドイツ
輸 入 者	〇〇食品株式会社 神奈川県横浜市中区〇〇町〇－〇

輸入品には輸入者が表示されています。国内で小袋に包装し直した商品は、包装し直した者が加工者として表示されています。



【イベントのご案内】

毎月第３金曜日 開催

～だまされない。困らない。～

消費者トラブル防止のための『京・安心安全スマホ講座』

― スマートフォンを使う中で増えている**買い物トラブル**や**詐欺**、表示される**広告の仕組み**について、事例をもとに、やさしく学ぶ講座です。―



こんな方におすすめ！

- ☑ 不審な電話やメッセージが心配な方
- ☑ ネットの買い物に不安がある方
- ☑ スマホを安心して使いたい方
- ☑ ご家族を見守る立場の方

参加費：無料

★ 場　所・・・中京区総合庁舎　３階会議室
（中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町５２１）

★ 対　象・・・市内在住の**シニア層**（概ね６０歳以上の方）及び**障害のある方、見守る立場の方**

スマホ講座
―消費者トラブルの防ぎ方を学ぶ安心講座―

買い物トラブルなどの事例を交えながら、被害にあわないための方法を分かりやすく学べます。
★開催時間　10:00～12:00

スマホよろず相談室
―あなたのスマホの『困った』『不安』を解決―
スマートフォンの使い方やご不安を講師が**１対１**で伺います。
★ 開催時間
①13:30～14:00　②14:10～14:40
③14:50～15:20　④15:30～16:00

お申込みは　LINE　**または**　**ＴＥＬ　０７５－３６６－２２５０（平日９時～17時）**

京都市消費生活総合センター
０７５－３６６－１３１９（消費生活相談専用）
０７５－３６６－１３１６（多重債務相談専用）
０７５－３６６－２２５０（各種相談会の問合せ）

相談受付時間
月～金（祝・休日を除く）
午前９時～午後５時

＊土日祝休日（年末年始を除く。）の緊急時のご相談は、
消費者ホットライン　１８８（局番なし）　午前１０時～午後４時（電話相談のみ）
※独立行政法人国民生活センターの相談窓口につながります。

SDGs未来都市 京都

京都市文化市民局文化市民部消費生活総合センター
令和８年１０月発行　京都市印刷物 第０８１６９４号